

# ねんきん通信

## 支給の『繰上げ』・『繰下げ』って？

老齢基礎年金の受給開始年齢は原則として65歳からですが、希望すれば60歳から64歳までの間でも繰上げて受けることができます。しかし、1ヶ月あたり0.5%減額された年金を受け取ることになります。その減額率は生涯続くことになります。

また、66歳以降に繰下げ請求した場合、1ヶ月遅らせるごとに0.7%増額された年金を受け取ることができます。

### ★65歳前に繰上げ請求を希望される方へ

次のことにご注意ください

- ① 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金は、65歳になるまで一部が支給停止されます（65歳からは両方とも受けられます）。
- ② 遺族厚生（遺族共済）年金の一部が支給停止になります（65歳からは両方とも受けられます）。
- ③ 繰上げ請求したあとは、障害基礎年金は受けられません。
- ④ 寡婦年金は受けられなくなります。

詳しくは年金事務所におたずねください。

◎昭和16年4月2日以降に生まれた方の繰上げ・繰下げの支給率（数字は%）

年齢	月	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
繰上げ支給	60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
	61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
	62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
	63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
	64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
繰下げ支給	66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
	67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70歳	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142

例) 40年間保険料を納めた場合（平成22年度の年額）  
平成22年度年額=792,100円

繰上げ支給

①60歳0ヶ月で老齢基礎年金を請求した場合

792,100円×70%= 554,500円

②63歳6ヶ月で老齢基礎年金を請求した場合

792,100円×91%= 720,800円

繰下げ支給

①66歳8ヶ月で老齢基礎年金を請求した場合

792,100円×114%= 903,000円

②70歳0ヶ月で老齢基礎年金を請求した場合

792,100円×142%=1,124,800円

ああ!そういうことだったんだ!

### 年金給付に関する、よくある『誤解による相談事例』

年金事務所などによせられた、年金記録に関する単純な誤解や勘違いによる質問の中で、簡単な説明ですぐにご理解や納得をいただいた事例を紹介します。

#### ★厚生年金記録

65歳以降も引き続き勤務していたのに、厚生年金記録を確認すると65歳で退職した扱いになっているのはなぜですか？

**厚生年金保険に加入できる年齢には上限が定められています。**

昭和61年4月から平成14年3月までは、法律上、65歳到達をもって厚生年金保険の資格は喪失することとされていたため、上限年齢以降に引き続き会社にお勤めであった場合でも、厚生年金保険の記録はありません。（保険料の徴収も行われておりません。）

平成14年4月1日以降は、70歳まで加入できるように制度が変わったため当時65歳以上70歳未満（昭和70年4月2日～昭和12年4月1日生まれの方）で在職中の方の厚生年金記録は、途中途切れて平成14年4月1日付けで再加入となっています。



詳しくは、稚内年金事務所（電話0162-32-1941）または役場町民課保健福祉グループ（電話5-1115 内線160）にお問い合わせください。